

政府所有米穀のサンプル販売について

政府所有米穀の買受資格者が、製品製造の試験研究のための試料（以下「サンプル」という。）を希望する場合においては、政府所有米穀（年産更新対象の備蓄米又はMA米）について、以下により販売します。

1 販売対象者

政府所有米穀の加工原材料用等の買受資格者とします。

2 販売対象米穀及び用途

① 販売対象米穀

サンプル買受申込者からの申込み内容に基づき、在庫する政府所有米穀の中から受託事業体を選択する米穀となります。

ア 政府備蓄米を希望する場合

年産は、原則として備蓄運営における年産更新対象の備蓄米となります。ただし、農産局長が特に必要と認める場合は、販売対象米穀を変更することがあります。

なお、産地、銘柄、等級、在庫地は希望できませんのでご了承ください。

イ MA米を希望する場合

産地国、種類（うるち、もち）別に申し込んでください。

なお、在庫状況により希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。

② 用途

製品製造のための試験研究用途に限ります。

サンプルにより製造した製品を販売することはできません。

3 申込数量

サンプル買受申込者毎に、以下の数量を1年間（※）の買受数量の上限としますので、この範囲内の数量で申し込んでください。（※最初のサンプル買受から1年間）

なお、サンプル買受申込者の申込み内容に基づき、農産局長が特に必要と認める場合は、①及び②に定める買受数量の単位を変更することがあります。

① 政府備蓄米：30kg 単位で 60kg まで

② MA米：産地国、種類（うるち、もち）別に 10kg 単位で 60kg まで

4 販売価格

別途農産局長が決定する最低販売価格以上の価格とします。

5 申込期限及び引渡時期

原則として、以下により行います。

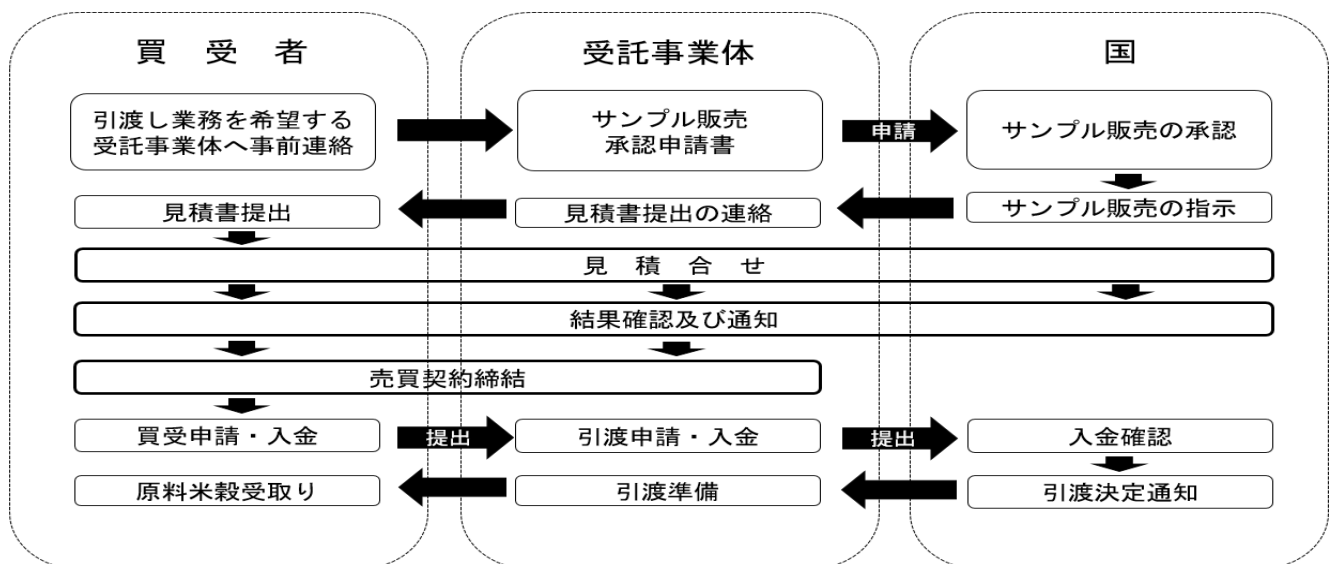
申込期限：見積書の提出は、サンプルの引渡月の前月 10 日までとします。

引渡時期：サンプル引渡月の月末までを目途に在庫倉庫で引き渡すこととします。

6 具体的な手順

- ① サンプル買受申込者は、引渡業務を希望する受託事業体へサンプル買受希望の旨を連絡した上で（希望する受託事業体が決まらない場合は、文末の問合せ先まで連絡してください。）、サンプルの買受希望数量及び買受希望価格等を記載した別添の見積書を農林水産省（宛名は受託事業体としてください。）に郵送又は持参により提出してください（事前のFAXも可としますが、追って文書の郵送をお願いします。）。
- ② 受託事業体は、見積書に記載された買受申込価格が、4で定めた最低販売価格以上の場合（最低販売価格と買受申込価格の確認は国が実施することとします。）に、買受者と売買契約を締結します。
- ③ 買受者と受託事業体の売買契約締結後から引渡しまでの手続については、通常の政府所有米穀の販売手続（買受者から受託事業体への代金の入金を確認されてからの引渡しとなります。）に準じて行います。

【手順（フロー図）】



7 留意事項

- ① サンプル販売による米穀の引渡は、在庫地倉庫での在姿引渡とします。
配送を希望する場合は、当該費用（受託事業体が定める経費となります。）はすべてサンプル買受者の負担とします。
- ② 以下の場合においては、サンプルの引渡しが遅れる場合があります。
 - ア 6の②による買受者と受託事業体の売買契約の締結に当たり契約締結に時間を要する場合（政府所有米穀の初めての買受であり、売買基本契約の締結が必要となる場合等）
 - イ 買受申込価格が、農産局長が決定する最低販売価格を下回るため、見積書を再提出する場合
 - ウ 買受者から受託事業体への代金の入金が遅れた場合
 - エ MA米においてカビ確認等に時間がかかる場合
- ③ その他、サンプル販売できない場合等は、当方から御連絡します。

〔問合せ先〕

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班
電 話： 03-6744-1354 / F A X： 03-6744-1391